

一般社団法人日本私立大学連盟

令和7年度事業計画

令和7年度の事業は、当法人の第4期中期事業期間（令和6年度～令和9年度）におけるビジョン及び事業策定の方針のもと、私立大学及び高等教育を取り巻く諸情勢を踏まえ、次の通り計画する。

【中期事業期間（令和6年度～令和9年度）におけるビジョン】

日本私立大学連盟は、加速する人口減少やデジタル化の進展等で激変する社会環境において、私立大学でしか成し得ない価値を追求する。もって個性豊かで重層性ある教育研究の質の向上を図り、学び続ける日本社会の形成に貢献する。

この実現に向け、会員法人による連携・協力のもと、情報共有・発信のより一層の機能強化を図るとともに、高等教育政策に係る提言・実現活動を展開する。

令和7年度事業策定の方針（第672回理事会決定【令和6年11月26日開催】）

第4期中期事業期間（令和6年度～令和9年度）は、引き続き私立学校法の改正への対応を推進するとともに、国の高等教育政策である文理横断教育、大学のグローバル化や教育のDX化などについて、その課題を把握しつつ、会員法人の自主的な大学改革を後押しする。

令和7年度は、激変する社会環境において、約8割の学生の大学教育を担う私立大学の重要性を改めて主張するとともに、国公立大学の設置形態に関わらず、大学の教育研究の質を上げていくための公平な競争環境の実現に向け、会員一丸となって各事業に取り組む。

また、事業の推進を担う各事業組織の委員については、多様性を担保するため、ジェンダーバランスや会員法人の規模・特色を踏まえた構成に継続して留意する。

1. 国、社会に対する政策に係る提言・実現機能の強化

- (1) 教育研究の質の担保に基づく私立大学の存在意義と社会的評価の向上
- (2) 新たな教育財源の確保に向けた働きかけ、予算要望、税制改正活動の一層の充実
- (3) 私立大学における共通かつ緊急的重要課題へのタイムリーな対応
- (4) 調査・研究事業の一層の充実

2. 会員法人の質の向上に資するきめ細かな対応の推進

- (1) 改正私立学校法施行年度に当たり、会員法人が適切に新制度に移行するための情報共有・発信、支援の強化
- (2) 会員法人の教職員を対象とする研修やニーズに応じた人的交流の場の提供・強化
- (3) 会員法人の規模や種別、地域性を勘案した情報発信の強化
- (4) 私大連が有する知的リソース（各種調査・アンケート結果、人的ネットワーク等）の活用促進

- *（新規）：新たな研究テーマに取り組む事業、または新規事業
- *（新規・継続）：時限的に新たな課題に取り組む事業
- *（継続）：恒常的事業

I. 当法人の機能強化に関する事業

事業の企画立案及び諮問事項の設定、既往事業の点検、事業間の連携・調整を行う。また、調査・研究、情報分析をもとにした政策提言並びに情報発信・共有を推進し、国や社会に対する提言・要望を適宜とりまとめるとともに、その実現に向けた働きかけを展開する。合わせて、私立大学への理解を深めるための広報活動を行い、私立大学の存在意義や役割に対する社会的評価の一層の向上を目指す。

【分野】政策提言機能の強化

1. 事業の企画立案・調整（継続）

〔事業組織〕総合政策センター 企画会議

当法人が行う事業の企画立案並びに既往事業の点検、事業間の連携・調整を行い、意思決定機関（常務理事会、理事会）へ提案する。

2. 創立75周年記念事業の企画及び実施に関する検討（新規・継続）

〔事業組織〕総合政策センター企画会議 創立75周年記念事業準備委員会

令和8（2026）年に迎える当法人の創立75周年に向け、記念式典及び記念誌の具体的な内容を検討し準備を進める。記念誌については編集に関する検討チーム（記念誌アドバイザー・チーム）を設置し、対応する。

3. 政策課題への取り組み（継続）

〔事業組織〕総合政策センター 政策研究部門会議

各事業組織における検討成果及び国の高等教育政策を含めた情報の収集等から見出された加盟大学や私立大学に共通して取り組むべき課題について協議し、必要に応じて意思決定機関（常務理事会、理事会）への政策提言を行う。

【分野】情報収集・発信の強化

1. 社会に向けた情報発信（継続）

〔事業組織〕広報・情報委員会

私立大学や当法人の活動が広く社会からの理解を得るため、積極的かつ効果的な情報発信として、マスコミ等を活用した情報発信（記者会見、記者懇談会等）を行うとともに、広く社会を対象としたフォーラム等の開催、加盟大学学長インタビュー動画の配信等を通じて私立大学の魅力を伝え、私立大学への理解の深化を図る。

また、当法人ウェブサイトのユーザビリティを確認・検証し、利用者の視点に立ったウェブサイトの改修の検討を行う。

2. 『大学時報』の発行（継続）

〔事業組織〕 広報・情報委員会 大学時報分科会

大学の教育研究、管理運営等に関する情報、国の高等教育改革に関する動き等を加盟大学並びに社会一般に情報提供するとともに、私立大学に関する正しい理解を社会から得るための情報発信媒体として『大学時報』を企画・編集・刊行する。

3. 調査の実施、情報収集（継続）

〔事業組織〕 広報・情報委員会 情報分科会

会員法人に関する基本情報を収集するため、下記の調査を実施するとともに私立大学の役割等に対する国や社会、国民の十分な理解を得るための情報収集を行う。

〔実施調査〕

- ① 財務状況調査（継続）
- ② 学生・教職員数等調査（継続）
- ③ 学生納付金等調査（継続）
- ④ 教職員待遇状況調査（継続）
- ⑤ University Facts調査（継続）

II. 公財政活動に関する事業

私立大学関係政府予算要求及び私立大学関係税制改正要望に関する要望方針と内容等を取りまとめるとともに、要望内容等の実現に向けた活動を展開し、私立大学の環境整備の充実とわが国の教育立国の実現に寄与する。

【分野】 税財政改革に係る活動

1. 私立大学関係政府予算・税制改正への対応（継続）

〔事業組織〕 公財政政策委員会

これまでの継続性や「将来の高等教育のあり方と新たな公財政支援を考えるプロジェクト」との連動を踏まえながら、時代に即した課題やニーズを収集し、令和8年度私立大学関係政府予算及び私立大学関係税制改正に関する要望書を取りまとめる。また、高等教育に対する公財政支出の低位性、国私間の公平・公正な競争環境の実現に向けた格差是正の必要性に対する社会の理解促進を目指し、要望内容の実現に向けた活動を展開する。

2. 国の補助金等に関する説明会の実施（継続）

〔事業組織〕 公財政政策委員会

会員法人における今後の教育研究活動事業の企画・立案等に資するため、私立大学関係の令和8年度文部科学省概算要求及び政府予算案等の内容について、会員法人関係者に情報提供するための説明会を開催する。

Ⅲ. 教育研究に関する事業

教育研究に関する課題、学生に係る諸情勢の変化に対する具体的対応策、大学のグローバル化に関する調査研究等を行うとともに、その研究成果を国等の政策に反映させることによって私立大学の教育研究の質の向上とわが国の学術研究に貢献する。

【分野】教育研究の質の向上

1. 関係機関等への対応（継続）

〔事業組織〕教育研究委員会

大学教育改革に係る諸問題について、必要に応じ、私立大学の立場から意見をとりまとめる。また大学入学者選抜に関しては、今般課題が顕在化した年内学力把握に関する動向を注視、情報を共有した上で、大学入学者選抜全体の包括的な改革が進むよう、適時、私立大学の課題や対応策等をまとめる。

2. FD推進ワークショップの実施（継続）

〔事業組織〕教育研究委員会 FD推進ワークショップ運営委員会

加盟大学におけるFDの組織的推進の一助として、主として新任専任教員を対象にFD推進ワークショップを開催する。参加者の多様なニーズに応えるべく、参加者同士の密な情報交換やネットワーク作りが見込める対面形式と、時間的・地理的な制約を受けにくいオンライン形式、2種類の形式で開催し、より多くの参加者にFD研修の機会を提供する。

3. 大学院における人材育成に向けた検討（新規・継続）

〔事業組織〕教育研究委員会 大学院の人材育成に関する検討分科会

大学院教育の現状や課題、修了生の声を取りまとめた令和6年度の検討結果（中間まとめ）に加え、社会構造や環境変化を分析し将来を見据えた大学院教育のあり方（充実策）について提言を取りまとめる。

【分野】学生・就職支援の充実

1. 学生支援研究会議の開催（継続）

〔事業組織〕学生委員会

加盟大学における学生支援に係る諸方策に資するため、学生支援に関する調査・研究に基づき、加盟大学の教職員を対象として「学生支援研究会議」を開催する。

2. 奨学金等調査の実施並びに外部機関との協議（継続）

〔事業組織〕学生委員会 奨学金等分科会

加盟大学における奨学金並びに経済支援に係る諸方策の検討を行うため、「令和7年度奨学金等調査（令和6年度実績）」を実施するとともに、国の奨学事業の充実改善に資するため、関係機関（日本学生支援機構等）との協議の場を持ち、私立大学の意見を反映させる取り組みを行う。

3. 就職にかかわる諸問題への対応（継続）

〔事業組織〕 学生委員会 キャリア・就職支援分科会

大学の卒業・修了予定者等の就職・採用活動の秩序の確立、正常な学校教育と学生の学習環境の確保および学生の公平・公正な就職環境の確保を目指し、そのあり方について国や経済団体等と協議を行う。

4. 第17回学生生活実態調査の実施（継続）

〔事業組織〕 学生委員会 学生生活実態調査分科会

加盟大学における学部学生の生活実態を把握し、学生支援の改善充実に資するため、第17回学生生活実態調査（4年に1度）をWEB調査方式で実施し、集計報告書を作成する。また、集計結果の分析に着手する。

なお、外国人留学生等への配慮として、今回調査から英語版回答画面も用意する。

【分野】グローバル教育の推進

1. 国際連携の諸課題に関する情報提供（継続）

〔事業組織〕 国際連携委員会

留学等の国際連携に関する情報等を、会員法人間で共有するとともに、国の留学生政策、入国管理の最新動向等を把握し情報共有するため、適切な時期にシンポジウムを開催する。また、必要に応じてオンライン情報交換会を開催、あるいはメール配信を行い、加盟大学への情報提供を行うほか、「世界に選ばれる大学国際化推進プロジェクト」とも相互に情報共有を行い、連携する。

2. 「国際教育・交流調査」の実施（継続）

〔事業組織〕 国際連携委員会

「国際教育・交流調査」を実施し、受入留学生数、派遣留学生数等、国際教育・交流に関わるデータ・情報を社会一般並びに加盟大学に発信する。特に加盟大学向けには、データライブラリにおいてより詳細なデータを提供する。

IV. 大学マネジメントに関する事業

経営倫理に関する啓発、並びに私立大学の持続可能なマネジメント改革に資する取り組みを推進するとともに、大学経営をリードする人材育成に努めることによって私立大学の経営基盤の構築に寄与する。

【分野】自律的大学経営の確立

1. 倫理綱領・指針に抵触した事態への対応（継続）

〔事業組織〕 経営倫理委員会

会員法人における経営倫理の確立に向け、「私立大学経営倫理綱領」及び「私立大学の経営に関する指針」に基づき、経営倫理に関する啓発活動を行うとともに

に、発生した問題に対処する。

2. 私立学校法改正に係る情報発信（継続）

〔事業組織〕 経営委員会

改正私立学校法は、会員法人の役員等及び各機関の職務・運営・関係性に大幅な変更を生じさせ、各法人の新体制の実運用における大小様々な課題が想定される。改正法のもと、刻々と変化する会員法人のニーズを適時的確に捉え、所轄庁への情報発信や会員法人間の情報共有を一層密にすることで、会員法人の課題解決に寄与する。

3. 「私立大学ガバナンス・コード」の実質化・高度化に向けた検討（継続）

〔事業組織〕 経営委員会 大学ガバナンス検討分科会

改正私立学校法をはじめとする会員法人を取り巻く変化を反映した「私立大学ガバナンス・コード【第2.1版】」の周知・啓発を行い、会員法人の自律的なガバナンス改革を更に支援する。また、ガバナンス・コード及び会員法人の遵守状況に係る公表情報に対する社会からの信頼向上のため、本コードの運用や会員法人の報告形式の見直しを行うとともに、社会への周知方策を検討する。

4. 私立大学における人事労務政策に係る検討（継続）

〔事業組織〕 経営委員会 人事労務検討分科会

顕在化した会員法人の人事労務上の課題を整理した上で、人事労務関係業務の担当者が実務上の対応事例などについて情報収集する協議会を開催し、会員法人間で共通する課題について情報共有する。

【分野】 教学・経営マネジメントの確立

1. 理事長会議の企画・実施（継続）

〔事業組織〕 理事長会議 幹事会

学校法人の最高責任者である理事長の立場から、私立大学の教育研究を支える財政や管理運営に関する課題を設定し、自主・自律的な取り組みに向けた情報共有を図る。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

2. 学長会議の企画・実施（継続）

〔事業組織〕 学長会議 幹事会

教学に関する最高責任者である学長の立場から、教育研究並びに教育研究を支える財政、管理運営に関する課題を設定し、研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

3. 財務・人事担当理事者会議の企画・実施（継続）

〔事業組織〕 財務・人事担当理事者会議 幹事会

財務・人事担当の理事者の立場から、私立大学の充実・発展のための財務・人

事計画の立案等に資するべく、私立大学の財政、人事等経営全般に関する課題を自主的に設定し、研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織と連携を図る。

4. 教学担当理事者会議の企画・実施（継続）

〔事業組織〕 教学担当理事者会議 幹事会

教学担当の理事者の立場から、その業務や役割、権限や責任などについて課題を設定し、研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

5. 監事会議の企画・実施並びに監事監査機能の向上への取り組み等の実施（継続）

〔事業組織〕 監事会議 幹事会

監事の立場から、監事の職務実態を明らかにするとともに、その役割、権限や責任などについて研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

また、「監事監査ガイドラインー令和6年度版」を基に、外部環境の変化等に応じて修正し、同ガイドラインの令和7年度版を刊行する。

【分野】大学経営人材の養成

1. 各研修の実施

①加盟大学におけるアドミニストレーターの養成をコンセプトとし、一定の年齢層を意識しつつ、段階に応じたねらいを設定した3つの研修（アドミニストレーター研修、業務創造研修、キャリア・ディベロップメント研修）、②私立大学職員の戦略的な視点・アプローチに基づく思考・発想のトレーニングのための創発思考プログラム、③組織運営におけるPDCAサイクル構築実践のためのPDCAサイクル修得プログラム、④管理職（課長）になって3年目までの職員を対象とした新任課長研修（旧「新任管理職研修」）、⑤いわゆる中途採用者を対象とした経験者採用職員研修、新規に⑥部長就任後3年以内までの職員を対象とした新任部長研修を実施する。

（1）アドミニストレーター研修の企画・実施（継続）

〔事業組織〕 研修委員会 アドミニストレーター研修運営委員会

（2）業務創造研修の企画・実施（継続）

〔事業組織〕 研修委員会 業務創造研修運営委員会

（3）キャリア・ディベロップメント研修の企画・実施（継続）

〔事業組織〕 研修委員会 キャリア・ディベロップメント研修運営委員会

（4）創発思考プログラムの企画・実施（継続）

〔事業組織〕 研修委員会

(5) PDCAサイクル修得プログラムの企画・実施（継続）

〔事業組織〕 研修委員会 PDCAサイクル修得プログラム運営委員会

(6) 新任課長研修の企画・実施（継続）

〔事業組織〕 研修委員会

(7) 経験者採用職員研修の実施（継続）

〔事業組織〕 研修委員会

(8) 新任部長研修の実施（新規）

〔事業組織〕 研修委員会

2. オンデマンド研修の配信とコンテンツ開発（継続）

〔事業組織〕 研修委員会

平成25年度から本格実施している「オンデマンド研修」をWEB上で配信し、受講者に提供する。また、必要に応じて既存コンテンツの更新、新規コンテンツの開発を行う。

V. その他目的達成に必要な事業

私立大学に関する緊急かつ時宜に応じた課題について政策提言をとりまとめ、実現に向けた働きかけを積極的に展開することによって私立大学の環境整備の充実に寄与する。

【分野】 緊急・共通課題への対応

1. 将来の高等教育のあり方と新たな公財政支援に係る検討（新規・継続）

〔事業組織〕 将来の高等教育のあり方と新たな公財政支援を考えるプロジェクト

中央教育審議会答申の次のステップとして文部科学省が策定する政策工程表や具体的政策案の検討過程を注視し、適宜、私立大学の意見を具申する。また、令和6年度にとりまとめた「新たな公財政支援のあり方」の実現に向け、関係機関を通じた働きかけを継続的に展開し、社会の理解を醸成する。

2. 世界に選ばれる質の高い教育の国際化の推進に係る検討（新規・継続）

〔事業組織〕 世界に選ばれる大学国際化推進プロジェクト

大学のグローバル化を牽引する私立大学が、更に留学生交流を充実させ、世界に選ばれる大学として質の高い教育の国際化を目指すため、現在の課題等を整理した上で、将来的な見地から大学間や他機関との連携や活性化方策、国への要望等について検討し提言する。

3. 社会イノベーションを促進する私立大学の教育・事業強化（新規）

〔事業組織〕社会イノベーション創出促進プロジェクト

私立大学による教育研究成果の更なる社会実装を推進するため、「アントレプレナー教育」並びに「スタートアップ事業」にスポットを当て発展的な提言等を取りまとめる。本年度は、両事業の課題を整理し国内外の先進事例を収集するとともに提言の論点をまとめる。

【分野】 その他

1. 関係機関との協力（継続）

〔事業組織〕理事、各事業組織

多様で特色ある教育を担う私立大学を基幹とする高等教育政策の再構築（パラダイムシフト）実現に向けた活動等を展開する。また、その活動の展開にあたっては、私学団体、文部科学省、関係機関、経済団体等との意見交換・交流による相互理解の深化を図り、その活動を推進する。

- （1）日本私立大学団体連合会
 - 1）総会
 - 2）役員会
 - 3）高等教育改革委員会
 - 4）公財政改革委員会
 - 5）就職問題委員会
 - 6）国際交流委員会
 - 7）大学経営委員会
 - 8）私立大学経営倫理委員会
- （2）全私学連合
- （3）文部科学省、関係機関
- （4）経済団体等

【 経過措置 】

1. 任務終了に伴い、次の事業組織を廃止する。
 - ・理工系分野の充実・推進プロジェクト
 - ・文理横断教育の推進検討プロジェクト
2. タイムリーな課題に対応するため、次の事業組織を設置する。
 - ・社会イノベーション創出促進プロジェクト